

一般社団法人健康な食事・食環境コンソーシアム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人健康な食事・食環境コンソーシアムと称し、英語名を Consortium for Healthy Meal and Food Environment General Incorporated Association とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県坂戸市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本人の健康寿命の延伸に向けた食環境づくりの一環として、「健康な食事・食環境」認証制度を運営し、その質を担保し、社会における普及を図るとともに、一般の人々及び関連事業者に対し、栄養・食生活面から支援・助言・協力を行うなど科学的根拠に基づく活動により、日本人の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 「健康な食事・食環境」認証制度の運営、認証審査に係る業務
- 二 「健康な食事・食環境」認証制度に関連した教育・啓発普及
- 三 「健康な食事・食環境」認証制度に関連した調査研究
- 四 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(入社)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した個人、法人又は団体とする。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退社したとき。
- 二 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 三 除名されたとき。
- 四 総社員の同意があったとき。

(社員名簿の記載事項)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 定款の変更
- 二 社員の除名
- 三 理事及び監事の選任又は解任
- 四 理事及び監事の報酬等の額
- 五 計算書類等の承認
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を開催する際は、開催日の1週間前までに、開催日時及び場所並びに議題を記載し、書面又は電磁的方法により全社員に通知するものとする。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が社員総会の議長に当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 法人の解散
- 五 その他法令で定められた事項

(書面決議等)

第18条 やむを得ない理由のために総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第18条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印し、社員総会の日から主たる事務所に10年間備え置く。

第5章 役員及び会員

(役員及び定数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- 一 理事 6名以上20名以内
- 二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を副代表理事とする。

3 理事と監事は、兼任することはできない。

(役員を選出)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会において理事の互選により選定する。
- 3 副代表理事は、代表理事が理事の中から指名し、理事会の承認を得る。
- 4 理事候補者は、当法人の前身である「健康な食事・食環境」コンソーシアムの世話役（特定非営利活動法人日本栄養改善学会）、副世話役（一般社団法人日本給食経営管理学会）の2学会から各3名以上推薦するものとする。
- 5 その他、当法人の目的を達成するために必要な者を理事候補者とすることができる。

(役員を選任制限)

第22条 当法人は、理事及び監事のうち親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等）の数が理事又は監事の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1を超えることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故のあるときはその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、業務による負担が多大な場合には社員総会の決議を経て報酬を支払うことができる。

2 理事及び監事には費用（旅費等）を支払うことができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(賛助会員)

第28条 当法人に賛助会員を置く。賛助会員は、当法人の目的に賛同し、賛助会費を納める個人、法人又は団体とする。

2 賛助会員の入退会、賛助会費等に関することは、理事会により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

一 当法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事の選定及び解職

四 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

五 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号から第四号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告及び附属明細書
- 二 貸借対照表及び附属明細書
- 三 損益計算書及び附属明細書
- 四 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第39条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会の種類等)

第43条 当法人に次の常置委員会を設置する。

- 一 「健康な食事・食環境」認証審査委員会：「健康な食事・食環境」認証審査に係る活動を行う。
- 二 「健康な食事・食環境」啓発普及委員会：当法人の活動の成果等を内外に知らせるための活動を行う。
- 三 「健康な食事・食環境」運営委員会：その他、認証制度の運営等に係る活動を行う。

2 前項の委員会に加えて、理事会の決議により、必要に応じて他の委員会を設置及び廃止することができる。

3 第1項の委員会の構成、権限及び運営に関することは、理事会の決議により別に定める。

4 各委員会に担当理事を置き、その理事はそれぞれの委員会の活動状況を理事会に報告するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 当法人の事務を処理する為に、事務局を設置することができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

3 事務局職員の任免は、理事会の承認を得て、代表理事が任免する。

第11章 公告の方法

(公告)

第45条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報により行う。

附 則

1 当法人の最初の事業年度を、法人成立の日から令和6年3月31日までとする。